

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示に関する審議（2回目）

1. 日 時

令和6年1月18日（木） 10：30～11：20

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

物流・自動車局：小熊貨物流通事業課長ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 渋谷、木村、藤澤、宮田、堤

4. 議事概要

- 物流・自動車局から、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 原価等データ調査対象事業者について、保有車両数で4つに区分し調査を行ったとのことであるが、それぞれの区分から満遍なく回答があったのか。
 - ② 距離制運賃と時間制運賃は、どの程度の割合で適用されているのか。また、距離制運賃か時間制運賃かを選択するのは、運送事業者側か。
 - ③ 各車種の燃費は悪化している。数値が改善した項目は、実勢数値を使うのは理解できるが、悪化している項目については、燃費が良かった時の数値を使うという考え方はないのか。
 - ④ 標準的な運賃が引き上げられたとして、運送事業者側がトラックドライバーの待遇改善につなげられるのか。
 - ⑤ 契約額が標準的な運賃の5割や1割以下となっている運送事業者がいる。トラックGメンの活動はこうした状況の改善に繋がるのか。等の意見・質問があった。
- これに対し、物流・自動車局からは、
 - ① それぞれの区分で約50%の運送事業者から回答を回収している。
 - ② 過去の統計だと、距離制運賃を適用している運送事業者は概ね5割、時間制運

賃は約1割、残りは個建運賃やその他運賃である。また、距離制運賃か時間制運賃かは、運送事業者が荷主との交渉の中で決めていく形になる。

- ③ 社会的な情勢により悪化している部分もあり、その客観的な判断は難しい。
- ④ 標準的な運賃の引き上げが、直ちに賃上げに結びつくものではないが、全体のコストのうち人件費が一定程度を占めている状況を踏まえ、運送事業者には、ある程度賃上げもして頂く必要があると考えている。当局も働きかけていきたい。
- ⑤ トラックGメンは発注する荷主・元請事業者側に対して監視・指導強化をするものであり、もし荷主・元請事業者側に何か問題があればトラックGメンがしっかり対応していく。また、悪質な運送事業者等については、適正化事業実施機関と連携して、しっかり対応していく。1つの施策だけではなく、総合的に取り組んでいきたい。

等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。